資料3

委員から要望のあった資料

刑務所入所者に関するデータについて

平成２２年　矯正施設入所者の特性や背景（１）

◆新受刑者の入所者数

総数	27,079
男	24,873
女	2,206

◆新受刑者の年齢構成

	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	総数
総数	29	1,660	2,984	3,367	3,948	3,678	2,952	2,246	2,122	1,989	1,215	889	27,079
男	28	1,558	2,759	3,094	3,571	3,392	2,712	2,062	1,998	1,841	1,095	763	24,873
女	1	102	225	273	377	286	240	184	124	148	120	126	2,206

◆新受刑者の入所度数

	1度	2度	3度	4度	5度	6～9度	10度以上	総数
総数	11,874	4,953	3,121	1,925	1,407	2,587	1,212	27,079
男	10,525	4,550	2,917	1,827	1,361	2,511	1,182	24,873
女	1,349	403	204	98	46	76	30	2,206

◆新受刑者の入所度数（65歳以上）

	1度	2度	3度	4度	5度	6～9度	10度以上	総数
総数	589	247	156	121	111	373	507	2,104
男	457	207	133	112	109	351	489	1,858
女	132	40	23	9	2	22	18	246

◆新受刑者のうち住居不定の者

総数	5,988
男	5,749
女	239

◆新受刑者の犯時職業

	専門的・技術的職業従事者	管理的職業従事者	事務従事者	販売従事者	サービス職業従事者	保安職業従事者	農林・漁業作業者	運輸・通信従事者	技能工，採掘・製造・建設作業者及び労務作業者	無職者	不詳	総数
総数	238	444	518	1,117	1,053	79	272	525	4,281	18,546	6	27,079
男	205	438	487	1,054	856	78	265	522	4,216	16,746	6	24,873
女	33	6	31	63	197	1	7	3	65	1,800	0	2,206

平成２２年　矯正施設入所者の特性や背景（２）

◆新受刑者の配偶関係

	未婚	有配偶	離別	死別	不詳	総数
総数	10,812	5,939	9,895	417	16	27,079
男	10,355	5,202	9,005	295	16	24,873
女	457	737	890	122	0	2,206

◆新受刑者の知能指数（相当値）

	49以下	50～59	60～69	70～79	80～89	90～99	100～109	110～119	120以上	テスト不能	総数
総数	1,117	1,690	3,316	5,843	6,991	4,912	1,764	236	37	1,173	27,079
男	1,008	1,579	3,055	5,375	6,436	4,547	1,649	221	36	967	24,873
女	109	111	261	468	555	365	115	15	1	206	2,206

◆新受刑者の精神診断

	精神障害なし	知的障害	人格障害	神経症性障害	その他の精神障害	不詳	総数
総数	24,713	218	166	528	1,412	42	27,079
男	22,861	208	141	441	1,183	39	24,873
女	1,852	10	25	87	229	3	2,206

◆出所受刑者の作業報奨金給与額

	3,000円以下	5,000円以下	7,000円以下	10,000円以下	15,000円以下	20,000円以下	30,000円以下	50,000円以下	50,000円を超える	なし	総数
総数	1,183	1,508	1,696	2,335	3,425	2,893	4,436	4,981	6,942	62	29,461
男	1,137	1,462	1,615	2,174	3,172	2,660	4,003	4,514	6,497	60	27,294
女	46	46	81	161	253	233	433	467	445	2	2,167

◆出所受刑者中満期釈放者の帰住先

	親族	知人・雇主のもと	社会福祉施設	更生保護施設	その他	総数
総数	5,900	1,292	115	553	7,115	14,975
男	5,579	1,206	103	501	6,918	14,307
女	321	86	12	52	197	668

備考：資料の数値については，平成22年矯正統計年報に基づくものである。

刑事施設の運営コストについて

平成２４年度　刑事施設運営に必要な予算（除く，東日本大震災復興特別会計）

※刑事施設：刑務所，少年刑務所及び拘置所

（組織：矯正官署）

項目	経費の説明	予算額
矯正官署共通費	刑事施設に必要な経費　　ex)刑事施設職員の給与等	１，287億円
矯正業務管理費	矯正管理体制の整備に必要な経費（刑事施設） ex)刑事施設の警備機器整備経費等	48億円
矯正収容費	刑事施設被収容者の収容に必要な経費 ※都道府県警察の留置施設等に収容されている被告人等の経費を含む。	412億円
矯正収容費	刑事施設作業に必要な経費	33億円
矯正施設民間開放推進費	矯正施設運営の民間開放の推進に必要な経費	157億円

合計　　１９３７億円（うち人件費　１２７１億円、うち物件費　　６６６億円）

平成２４年度　被収容者一人一日当たり経費（除く，東日本大震災復興特別会計）

※都道府県警察実費弁償金を除く

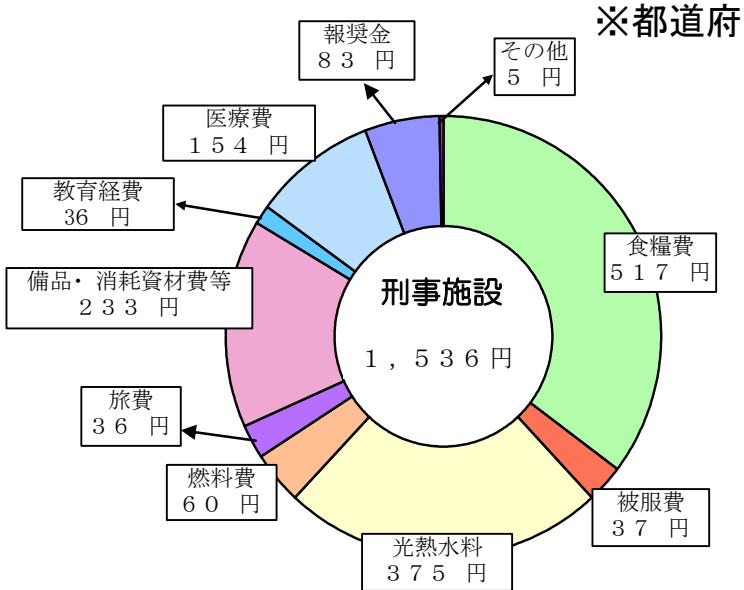

※平成２４年度刑事施設被収容者の予算人員：68,400人

養育に問題がある家庭等へのアプローチについて

養育に問題がある家庭の早期発見・早期対応のための連携

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
【平成22年度実施率：89．2%】

訪問内容
- 子育て支援の情報提供
- 母親の不安や悩みに耳を傾ける
- 養育環境の把握

訪問者
保健師・助産師・看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等

ケース対応会議

要保護児童対策地域協議会
（子どもを守る地域ネットワーク）
【平成22年度設置率：98．7%】

（関係機関）
市町村、児童相談所、保健機関、学校・教育委員会、民生・児童委員、保育所、警察、医療機関、弁護士会、民間団体など

調整機関（市町村等）
- 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関
- 特に支援が必要なケースについて、事業の実施と進行管理

要支援ケース

要支援ケース

要支援ケース

要支援ケース

養育支援訪問事業
【平成22年度実施率：59．5%】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要する家庭に対して実施

訪問内容
保護者の育児、家事等養育能力を向上させるための支援

訪問者
保健師・助産師・看護師・保育士等

連携

妊婦・乳幼児健診

家庭児童相談室

その他の支援
- 保健師による指導
- 保育所のあっせん
- つどいの広場等の紹介

送致

通知
- 養育支援訪問事業の実施
- 保育の実施　等

児童相談所

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は、平成21年4月から法定化され、市町村での実施が努力義務化

児童委員・主任児童委員について

●「児童委員」は、児童福祉法に基づき市町村の区域に置かれている民間奉仕者であり、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・援助等を行う。民生委員法に基づく「民生委員」を兼ねる。

●一部の「児童委員」は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の委嘱を受けている。
※平成６年、児童委員活動への期待が高まっていることを受け、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員制度を創設、平成１３年には主任児童委員を法定化

	民生委員・児童委員	主任児童委員
活動内容	生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法などに基づく活動 ア　地域の実情の把握 イ　地域での相談・支援活動 ウ　行政事務への協力 **区域担当の民生委員・児童委員は、担当区域において、個別援助、児童健全育成、子育て支援等を行う** 【活動事例】 ・地域の児童、妊産婦、母子家庭等の状況を日頃から把握(家庭訪問・地域での情報収集等) ・支援が必要な児童等の相談に応じ、利用できるサービス等について助言	主に児童福祉法に基づく活動 ア　関係機関と区域担当の民生委員・児童委員との連携 イ　区域担当の民生委員・児童委員への援助・協力 ウ　児童健全育成活動への積極的支援 **主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、区域担当の民生委員・児童委員の活動に協力** 【活動事例】 ・児童相談所や保健所、学校等の関係機関と区域担当児童委員との連絡調整。 ・個別支援において区域担当児童委員が悩んだ際の支援
選　任	都道府県知事・指定都市・中核市の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱する。 ※民生委員は児童委員を兼ねる	民生委員・児童委員の中から都道府県知事・指定都市・中核市の推薦を受けて厚生労働大臣が指名する。
定数・委嘱者数※	都道府県知事が市町村ごとに定数を定める **定　　数**　209,071人 **委嘱者数**　204,463人 **充 足 率**　97.8 %　（平成23年3月31日現在） ＊定数、委嘱者数には主任児童委員は含んでいない。	都道府県知事が市町村ごとに定数を定める **定　　数**　21,268 人 **委嘱者数**　20,784人 **充 足 率**　97.7 %　（平成23年3月31日現在）
年齢要件	７５歳未満の者を選任するよう努めること。 （地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能）	５５歳未満の者を選任するよう努めること。 （地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能）
任　期	任期は３年、３年に１度、一斉改選が行われる。　**（直近の一斉改選　平成22年12月1日）**	
給　与	給与は支給されない。 **（平成23年度地方交付税において、活動に要する手当として、民生委員分、児童委員分合わせて年58,200円が措置）**	

※東日本大震災の影響により、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの全国の配置状況について（平成２２年度実績）

【スクールカウンセラー ※1 】

1．配置人数･･･6，227人

2．配置箇所数･･･16，012箇所

①小学校　6,412校　②中学校　8,515校　③中等教育学校　16校
④高等学校　1,001校　⑤特別支援学校　12校　⑥教育委員会等　56箇所

※1：児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者

【スクールソーシャルワーカー ※2 】

1．配置人数･･･614人

2．機関別の配置人数･･･675人

※1人で複数の教育機関に配置される場合もあるため、①～⑦の合計は、「1．配置人数」とは一致しない。

①小学校　95人　②中学校　119人　③高等学校　3人
④都道府県教委（教育事務所含む）　188人　⑤市区町村教委　246人
⑥教育支援センター　20人　⑦その他　4人

※2：教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する者

幼稚園に対し福祉職・心理職を派遣するなどの福祉的支援の状況について

◆ 幼稚園は、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすように努めることとされており、子育て相談など保護者に対する子育て支援活動を実施している。なお、保護者の養育が不適切である場合や家庭での育ちの状況が気になる子どもがいた場合には、市町村などの関係機関と連携して、適切な支援を行うようにしている。

◆ 加えて、子育て支援活動の充実を図るため、カウンセラーを活用する例がみられる。

※カウンセラーを活用する例

〇大阪府私立幼稚園連盟　キンダーカウンセラー事業

私立幼稚園と契約を結んだ臨床心理士などが、保護者からの相談にのるなどする。

〇日野市　保育カウンセラー制度

公立幼稚園に派遣されたカウンセラーが、保護者からの相談にのったり講演を行ったりする。